

令和6年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 6 年 3 月 1 5 日（金曜日）

議 事 日 程（第5号）

- 第1 議案第40号 令和6年度四万十町一般会計予算
- 第2 議案第41号 令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算
- 第3 議案第42号 令和6年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算
- 第4 議案第43号 令和6年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算
- 第5 議案第44号 令和6年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算
- 第6 議案第45号 令和6年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第7 議案第46号 令和6年度四万十町介護保険事業特別会計予算
- 第8 議案第47号 令和6年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算
- 第9 議案第48号 令和6年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算
- 第10 議案第49号 令和6年度四万十町水道事業会計予算
- 第11 議案第50号 令和6年度四万十町下水道事業会計予算
- 第12 陳情第5－14号 四万十町議会における全ての委員会および定例会、全員協議会の
インターネット配信（YouTube等）を求める請願書
- 第13 陳情第6－1号 葛切堰改修に伴う分担金減免の陳情書
- 第14 発議第1号 最低賃金法の改正と中小零細企業支援策の拡充を求める意見書
- 第15 発委第1号 四万十町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第16 発委第2号 四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第17 議員派遣の件
- 第18 閉会中の継続審査・調査の申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第18まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（16名）

1 番 水 間 淳 一 君

2 番 橋 本 章 央 君

3番 中野正延君
5番 堀本伸一君
7番 武田秀義君
9番 緒方正綱君
11番 田邊哲夫君
13番 佐竹将典君
15番 下元真之君

4番 林健三君
6番 山本大輔君
8番 村井眞菜君
10番 中屋康君
12番 伴ノ内珠喜君
14番 古谷幹夫君
16番 味元和義君

~~~~~

欠 席 議 員 (0名)

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中尾博憲君	副 町 長	森 武士君
政 策 監	大元 学君	会 計 管 理 者	細 川 理 香君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	池 上 康 一 君	危機管理課長	西 岡 健 二 君
企 画 課 長	川 上 武 史 君	農林水産課長	佐 竹 雅 人 君
にぎわい創出課長	小 笹 義 博 君	税 務 課 長	戸 田 太 郎 君
町 民 課 長	今 西 浩 一 君	建 設 課 長	下 元 敏 博 君
健康福祉課長	国 澤 豪 人 君	高齢者支援課長	三 本 明 子 君
環境水道課長	小 嶋 二 夫 君	教 育 長	山 脇 光 章 君
教 育 次 長	浜 田 章 克 君	生涯学習課長	味 元 伸二郎君
学校教育課長	長 森 伸 一 君	農業委員会事務局長	清 藤 真 希 君
農業委員会会長	太 田 祥 一 君	代表監査委員	田 邊 幹 男 君
総務課財政班長	片 岡 丈 明 君	大正・十和診療所事務長	吉 川 耕 司 君
特別養護老人ホーム事務長	三 宮 佳 子 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長 北 村 耕 助 君

町民生活課長 林 和 利 君

十和地域振興局

局長兼地域振興課長 富 田 努 君

町民生活課長 畦 地 永 生 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長    岡     英 祐 君            次            長    正 岡 静 江 君  
書            記    友 永 龍 二 君

~~~~~

午前 9 時30分 開議

○議長（味元和義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより令和 6 年第 1 回四万十町議会定例会第10日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1、議案第40号令和 6 年度四万十町一般会計予算を議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは、最初に質疑をしたいと思います。

三点ありまして、まず、予算の概要書、18ページの上段に町産材の普及促進事業というのがあります。内容は、町産材を利用したキャンペーンで、木製のベンチを 3 台作成し、現在、提携しているコクヨ本社の展示、あるいは大阪の関西万博への設置、万博終了後もいろんなPRとして使うと。この木製ベンチ 3 台、大阪の関西万博に出すということですが、普通のベンチなのか、関西万博という非常に広い会場ですので、3 台のうちの 1 台となるわけでしょうか、2 台でしょうか。PRの仕方を聞いておきたいと思います。金額は 5,000万円となっていますが、内容をお伺いしておきたいと思います。

同じく、26ページの下段です。施設改修で特別養護老人ホームの関係です。これは、田邊議員が一般質問でもお伺いをして、るる聞いたわけで、大体概要は分かりましたが。特別養護老人ホームが、中土佐町との事務組合を解散する年、4 年ぐらい前ですか。その年の12月定例会で、私は町長にお伺いをした件があります。老朽化が進んできたので、今後どうするかとご質問を差し上げて、町長からその時点では、いろいろな判断をするということで、こうお答えをいただいています。個室にすると利用料が高くなるので、平均 5 万 8,000円程度で 3 万円程度の上乗せになるということですので、現状維持を前提に、将来的には、1 施設は多床室、1 施設は完全個室の方向というお答えをその当時はいただいております。ということで、ユニットと現在の多床ということで、田邊議員が質問した場所等、あるいは長寿命化ということで、場所は現在の大正と、窪川で改修するというような判断をいただいたと思うんですが。今言った、多床室とユニット形式の完全個室という

当時のお答えでしたが、今後の考え方について、もう一度、田邊議員の質問のときの内容がどの辺りか、ちょっと聞き漏れましたので、確認させていただきたいと思います。

それから、予算書78ページです。3款です。中山間地域介護サービス確保対策事業補助金1,335万6,000円があります。これは事前勉強中に聞いていたのか、聞いてないのか、ちょっと記憶が定かではないので、ただ、前年度とほぼ同じ金額になっていますので、サービス確保対策事業費という補助金は、山間地に対する介護サービスですので、こういったものに1,300万円を利用されているのか、もう一度、確認かたがた、お伺いしておきたい、以上三点です。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 私からは、町産材の普及促進事業のことについて、18ページの上段です。ご存じのとおり、協働の森づくり事業で協定もしておりますコクヨ株式会社と連携をしまして、これまでもイベント等、交流活動も行っておりますが、そういった機会も活用しながら、地元、四万十高校生や関係機関などと連携をしまして、デザインの協議もしながら、組立てのワークショップも行いながら取り組みたいと思っている事業です。

ベンチは3台作成予定で、500万円余りの予算を計上させていただいております。ベンチは三つのタイプを作成するようになっておりまして、幅が180cmで奥行きが1m、高さが1m余りで、6人がけの、片側3人ずつ座れるようなベンチを二つ。それから、座るところが直径1.4mの円型のベンチに、中央にツリーのようなデザインを模したベンチをイメージしております。それぞれに、山、川、海、四万十町のイメージをうまくデザインするような形で作成したいと、双方で協議をしながら取り組みたいと考えております。設置については、万博会場、その前にコクヨ株式会社の大阪、品川のオフィスに、PRも兼ねて設置をしたいと考えておりますが、そのベンチの一部にはQRコードを配置しまして、四万十町のイメージ映像などにつながるように設定して展示したいと考えております。

万博の期間は令和7年4月から10月までですので、来年度、ベンチの作成に取り組んだ上で、最初にコクヨに展示して、7年度には万博に展示したいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） 老人ホームですけれども、特別会計になりますので、後でお答えしたいと思います。

○議長（味元和義君） 質問者は、その辺を理解して質問してください。

○10番（中屋康君） 了解。すみません。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 私からは、78ページ、中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金について説明します。

この事業は、ご存じと思いますが、中山間地域、かなり遠隔地で生活する高齢者が介護が必要な状態になっても、必要なサービスを受けて安心して暮らせるようにと、県と町で訪問とか送迎に要する時間が一定以上のケースに対して、事業者に補助するものです。対象となるサービスは、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリ等々、幾つかあります。今年度からはケアマネジャーの事業所も対象となっております。令和6年度も、町内の8事業者を対象に補助するようになっておりまして、このような積算になっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 特会の関係は失礼いたしました。また後ほど。

まず、万博関係のベンチは分かりました。6人がけの横幅180cmが二つで、一つは円形型で、三基つくって、コクヨには大阪と品川それぞれ設置していくということですが、恒常的にずっと置いてもらおうと理解していいのか。

それから、円形でツリーを中に配置するベンチということですが、イメージ的なものが出来上がってれば資料に添付していただいたら質問のしようもあったと思うんですが、もう一度、確認かたがた、聞いておきたいと思います。万博期間中はどういう感じで設置するかです。

中山間関係は十分分かりました。訪問介護の入浴やリハビリ関係で、あまり金額的には変わらないということで了解しました。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） お答えをいたします。

展示の期間とその後だと思います。ベンチは令和6年度中に順次作っていく予定になっておりますので、大阪と東京オフィスへの展示は万博が開催されるまでの間となります。期間的には、ベンチを作成してからですので、今の時点でいつからまではまだ決めておりませんが、秋以降ぐらいになると思います。

それから、令和7年の万博の開始に当たって、三つを会場にそれぞれ設置します。万博終了後は、本町に、万博で展示したベンチということで、森林環境譲与税のPR用というアイテムとしても活用したいと。例えば、本庁舎、両地域振興局とか、公共施設で展示していきたいと現在のところは考えています。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

7番武田秀義君。

○7番（武田秀義君） 初めに、予算書80ページ、18節の住宅等改造支援事業補助金、多分手すりとかなのかなと想像するんですが、どういったものなのか、お願いします。

続いて、117ページの12節、四万十の木ふれあい木育推進事業は、今年度からやられた新生児へのプレゼントのことと思うんですが、それであつたら今年度の実績と、来年度はどういう内容でやっていくのか。

121ページの18節です。漁業関係のものですが、それぞれの項目で予算をつけておりますが、それぞれの内容を教えていただきたいと思います。

131ページ、12節の特殊建築物定期報告委託料の内容を教えてください。

以上です。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長国澤豪人君。

○健康福祉課長（国澤豪人君） 私からは、予算書80ページ、住宅等改造支援事業補助金についてご説明いたします。

議員がおっしゃられた内容で賄いきれないもの、金額の大きいもの、例えばエレベーターが必要だとか、宅内に設置するときに大きな金額がかかります。通常の扶助費ではケアできないものに、上限100万円で補助率3分の2で、具体的な金額を申し上げますと、100万円ですので66万6,000円を補助するものです。

以上です。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 私からは、予算書117ページの12節、四万十の木ふれあい木育推進事業の委託料、210万円を計上している部分でお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、令和5年度から始めました新生児への木製玩具の贈呈といった事業です。令和5年度は3月の最新の時点で、26人の方に申請をいただき、年度内に贈呈するという計画になっております。当初は、総合振興計画などの出生数に合わせて100人

の計画でしたが、実際に運用して、やはり製品の製作にも一定必要な金額があるといった意見もいただいたので、当初1万5,000円から2万円弱を見込んでおりましたが、実際は1万円から、最大で3万8,000円ぐらいまでの幅の製品を、協力いただいている事業者にそれぞれ製作いただいている状況です。

令和6年度の予算の内容としては、出生数も現実的なところに目標を置きまして、60人を設定して、平均して3万円前後の製品かなと設定をしております。あと、今年度、まだ申請されてない方も、また来年度の予算で対応していきたいと考えて予算を計上しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） 131ページの特殊建築物の定期報告委託料171万1,000円についてご説明いたします。

令和6年度に農村環境改善センターと四万十会館、ふるさと未来館、社会福祉センター、湯の里ふれあいの家、特老窪川荘、大正健康管理センター、コンベンションホールきらら大正といった特殊建物の定期検査並びに防火設備の定期検査を行っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 漁業の部分で答弁が抜かっておりました。

予算書121ページの18節、漁業就業支援事業補助金、水産業振興事業費補助金、水産多面的機能発揮対策交付金です。漁業就業支援事業は、漁業就業を希望する方の掘り起こしといったところで、技術習得に向けた研修や、漁業生産量の維持、増大、担い手の確保、育成などを図るというところで、高知県漁業就業センターが実施する研修事業に対して町からも補助金を交付しているものです。

それから、水産業振興事業費補助金は、漁協、漁業者グループ等が実施する事業への補助金ですが、間伐材の漁所の設置、シイラ漬の漁具等の助成に関わるものです。

続きまして、水産多面的機能発揮対策交付金は、国が定める水産多面的機能発揮対策交付金事業に基づき、保全活動や漁村文化の継承活動を実施する地域団体というところで、高知県環境生態系保全対策地域協議会を通じて交付金を実施する事業となっております。具体的には、志和地区での藻場を守る会や興津の藻場保全会、川漁を伝承するといった事業への交付金です。

以上です。

○議長（味元和義君） 7番武田秀義君。

○7番（武田秀義君） 一点、木育ふれあい育成事業、今年度からの事業です。26人ということですが、出生数は50何人かおられたと思うんですけど、周知がどれだけできていたのかは分からないんですけども、26人では半分しか申込みがないということですので、せっかく木育ということで、誕生した子どもへのプレゼントですので、もっときちっと周知したらいいのではないかと思いますし。物価の高騰もありますので、事業者の金額が3万円ぐらいが上限となっておるみたいですが、金額もある一定見直してあげないと、せっかく木育でいろいろと考えてつくっていただいていると思うので、事業者の負担にならないような金額の設定を考える必要があるかなと思うので、その辺をお願いしまして質問を終わります。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 今年度の木育の申請者は26人と申し上げました。おおむね1歳になるまでの期間で申請をいただきたいとご案内をしております。出生者の情報については、町民課と連携しまして把握をしておりますので、随時、漏れがないような形でご案内し、また、申請の有無も確認をしております。

それから、製品の金額ですが、ご協力いただく事業者のいいものをつくりたいという思いは十分分かっておりますので、その辺も含め、予算も調整しながら対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

6番山本大輔君。

○6番（山本大輔君） 三点お聞きしたいと思います。

まず概要の16ページ、出産・子育て応援交付金事業は、初日にご説明もいただきましたし、一定理解もしているところであります。妊娠期から出産、子育てまで一貫して相談に応じていただいて、経済的支援を一体的に実施するというところで、15歳以下、夜間もライン電話で相談できると。また、高知県のほかの自治体でも導入されているというお話だったと思うんですけども。全国の登録されている医師がお答えになるという認識でおるんですけども、四万十町は産婦人科が遠くて、どうしても救急外来もすぐに対応できないというところで、電話しても、都会と田舎の条件は違うところもあると思いますが、高知

県の医師に対応していただくことはできるのかという点と。このサービスの周知方法を改めて教えていただきたいです。

それと、予算書の112ページ、初日に質問しましたがけれども、新規就農者の補助金が3項目ありまして、100人近い新規就農者を確保できているというご説明だったと思いますし、これで成果が上がっているという認識でおりますけれども、先ほど7番議員からも漁業のご質問もあり、課長がお答えになりましたけれども、総合振興計画には、農林水産業の新規就農者の確保という文言もあったかと思いますが、農業の新規就農者に対しての補助金の手厚いような気もするんですけれども、林業や漁業の新規就農者に対しての補助金が確認できなかったものであるのであれば、ご説明いただきたいのと。

最後三点目、141ページの消防費、高幡消防組合負担金が約5億円あります。昨日までの一般質問でも非常に防災関係は多かったわけですが、この負担金を過去見てみますと、大体4億5,000万円程度の計上であったと確認できたんですけれども、今回5,000万円ほど増えている要因を教えてくださいと思います。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長国澤豪人君。

○健康福祉課長（国澤豪人君） 私からは、出産・子育て応援交付金事業についてご説明いたします。

基本的に、受託される会社が東京に本社がありますが、高知県内の産婦人科医、小児科医とつながることはできないのかというご質問だったかと思います。受託会社と契約している産婦人科医、小児科医は、およそ100人を超えていると聞いております。当町の条件についても様々、情報提供しておりまして、町内の小児科や地理的な状況なども把握されておりますので、それに合ったご回答をいただくことができるのではないかと考えております。また、周知方法については、まず、母子手帳を交付されるときに、健康福祉課また地域振興局の町民生活課においてになると思うんですけど、そのときにもご説明は差し上げますし、新生児訪問や、健診の都度、健康福祉課や町民生活課からご説明をし、周知したいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） お答えをいたします。

農業関係の新規就農関係での事業支援、林業、漁業への支援の考え方の部分であったかと思います。それぞれ、農業については、新規就農者の壮年や後継者向けの事業でありま

したり、新規で開始するための最初の所得補償の性質のような交付金事業も取りそろえております。林業については、木材産業担い手支援事業といった各事業体が新たな職員を雇用するに当たって、5年間ないし3年間支援する事業をやっております。ご指摘の漁業の部分は、先日の質問の中でもお答えしましたけれども、町として独自で支援を構えていない状況にあります。やはり、希望者の面からいいますと、農業や林業より確保が難しい分野の産業ではないかと感じておりますので、引き続き、各関係機関、漁協等、漁業者等の意見も聞きながら、また対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） 高幡消防組合負担金の説明をいたします。

昨年から約5,000万円増えておるのはどうしてかという質問なんですけど、高幡消防組合の本部費と清流消防署の署費が含まれております。今回、さらに署で使う車両の更新がありまして、ポンプ車が大体6,900万円、この分が負担金の中に含まれております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

12番伴ノ内珠喜君。

○12番（伴ノ内珠喜君） 予算書138ページ、住宅管理費、私も一般質問したんですが、町営住宅の耐震化対策の事業費の内訳が分からなかったので聞きたいんですが、14節、住宅維持費、補修工事費が町営住宅の耐震化に向けた工事費かどうかを教えてください。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） お答えいたします。

こちらは住宅入居時の改修工事として、15件分の改修工事を計上しております。また、給湯器の改修工事も15件、ケーブルテレビの加入工事並びに雨漏りの修繕工事等も計上しております。あと小野団地の修繕並びに大正の江師の第1団地、花壇のコンクリート打設の工事費、漏水修繕工事一式5件分を計上しております。昭和第5団地ののり面整備工事から外壁の塗装工事、奥内の第1団地の土場の修繕工事等を計上しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番伴ノ内珠喜君。

○12番（伴ノ内珠喜君） ということは、今年度の町営住宅の耐震化に向けた改修工事等の予算はどのようになっておりますでしょうか。お願いします。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） お答えします。

139ページの14節、耐震化について、北琴平第2団地の改築工事として3戸分を計上しています。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

4 番林健三君。

○4 番（林健三君） 五点ほど質問したいと思います。

予算書の16ページ、森林環境譲与税が大台に乗りました。2億218万8,000円の詳細な説明をお願いします。

そして、23ページの督促手数料6万円についての説明。27ページの総務管理費補助金、これは電源立地の関係ですが、660万円の使い道を教えていただきたいと思います。

73ページ、国土調査の関係、11節役務費に研磨料というのがあります、1万7,000円。研磨といったら研ぐことは間違いないけど、何を研ぐのか。

そして一番重要な、12節に国土調査の委託料が載っております。1億1,531万9,000円についての説明をお願いいたします。よろしく。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） 73ページの研磨料で、何を研ぐのかということですが、なたと造林鎌11丁を研ぐ計画です。

国土調査委託料については、窪川、中津川地区の国土調査並びに金上野地区、2地区の調査業務になっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 森林環境譲与税のお答えを申し上げます。

今年度、予算書は、2億15万8,000円という数字が上がっております。令和6年度から森林環境譲与税の本格課税が始まるので、国では当初、600億円余りを分配するとなっていました。今年度計画に当たっては640億円ほどの金額になっていて、当初、町が見込んでおりました金額より多くなってきたんですが、当初予算編成の際の数字を予算書では計上しています。その後、再計算した内容で高知県からも通知された数字が今手元にはありますが、こちらは1億8,000万円余りに減額となっております。使途については、予算書の概要資料36ページに森林環境整備基金のそれぞれ内訳も載せております。若干数字が合わない部分は、事業を運営しながら調整をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 税務課長戸田太郎君。

○税務課長（戸田太郎君） 予算書23ページの督促手数料の説明をいたします。

督促手数料は、令和6年4月から廃止をするようになっておりまして、計上しております6万円は、滞納繰越分に係る収納見込み分です。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 予算書27ページ、電源立地地域対策交付金660万円の使途ということです。具体的に言いますと、認定こども園たののの運営事業費に交付金を充てております。さらに詳しく言いますと、保育士と調理師の人件費に充当するようになっております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

4 番林健三君。

○4 番（林健三君） まず、森林環境譲与税です。詳しい内容は36ページに書いていたと言われましたが、先ほど中屋議員からあった町産材の普及促進事業も関係しているところが12項目あるがですね。課長、森林組合が今年3月で一切、集成材の事業はストップさすということで、後で困るんじゃないですか。私は心配するがです。木製玩具の購入事業とかと、下の小中学校学習机などの整備事業がありますよね、600万円と300万円ぐらい。これ、全部どんなにしますか。委託事業でどこかへ出すがですか。せっかく森林組合に集成工場があって、一般質問になるけん、要らんことは言われんかもしれんけど、教えていただきたい。

そして、23ページの督促料、今、課長が繰越分と言っておりますが、それでいいですか。前任者の、私は、滞納者がおるがやないかなと思って心配して聞いたがですけど、その辺はないですか。繰越分だけですか。

27ページの電源立地です。今使われているのは保育士とその辺に使われていると。その割合です。家地川分と下田分。下田といいながら自分のところで落として、津賀で発電しゅう。もう一つ、家地川は荷稻で落として、660万円の割合が分かっとったら教えていただきたいと思います、どっちが多いか。

それから、国土調査事業費で研磨の関係です。何か鎌を11丁分出すとかは、国土調査の職員に研がすというのはないがですか。わざわざ出して、下請業者か何か分かりませんが、研磨さすのは、もう何かおかしなお金を使うんじゃないかなと思っちゃうがやけど、私らは

自分で研ぐがですよ。こんな〇〇〇〇話はないと思わんがですか。

あと、国土調査の委託料です。今、課長から、中津川と金上野の調査と、どこへ委託するのか。多分森林組合じゃないかと思うんですけど、一筆調査を前と変わらずやるのか。その辺、伺いたいと思います。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 森林環境譲与税のことでお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、森林組合の大正集成材工場は令和5年度で基本的に事業を終了し、あとは残務処理等で令和6年度に一部かかってくるかと考えております。これまでの森林環境譲与税を活用した取組の中で、木製玩具の購入には、現在も森林組合の製品は入っておりません。町内の木工業者若しくは町産材を活用いただいております町外の事業者、5事業者が令和5年度中は登録をいただいているので、引き続き、大きく影響はないかなと考えておりますが、やはりこれまで長年にわたり、30年余り、事業をされてきた実績は非常に大きいと考えております。今後のことを考えますと、非常に痛手であると感じております。

小中学校学習机等も森林環境譲与税を充てておりますが、学校教育課の事業に充当すると考えておりますが、これまで集成材工場とお付き合いのありました事業者、作業的なものをできるだけ引き継いでいただき対応していくと伺っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 税務課長戸田太郎君。

○税務課長（戸田太郎君） 今後も滞納される方は当然いらっしゃると思いますので、督促状は引き続き発送となりますが、手数料は4月から廃止が決定しておりますので、現年分に係る督促手数料については、もう徴収できないことになります。ですので、過年分に係る手数料分を計上しているということです。

以上です。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） 研磨料についてお答えいたします。

協力員が何名かおまして、その方らの研磨料になりますけど、職員に対しての事務量もありますけど、今後は研磨技術も磨いて、職員で対応していきたいと思います。

あと、委託業務については、4月以降の契約になりますので、どこの業者というのは、今のところは控えさせていただきます。

一筆調査については、継続して行います。

以上です。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 電源立地対策交付金ですけれども、金額そのものの算出は県で配分をしてきますので、具体的にどっちの発電所の分が何ぼみたいなのところが、はっきりしたものが手元にありませんけれども、計算式そのものが、基準発電電力量によって計算されますので、家地川が多いと考えられます。

○議長（味元和義君） 4番議員に、先ほどの「〇〇〇〇」という発言は、少し不穏当と思われるので、注意をしておきます。

4番林健三君。

○4番（林健三君） 取り消します。すみません。73ページの国土事業ですけれど、課長から一筆調査をやると言っておりましたが、いつまでも一筆調査をやりよったら、なかなか進展がないと思いますので、私が言っているように、今まで職員の中にも3名か4名、ドローンを使える人間がおると思います。ドローンに切り替えて観光客を呼ぶという点もあると思います。松葉川温泉も、今、本当に赤字経営ですので、そういうものをやりよったらお客さんが見に来ると思います。調査の関係でまだ済んでないところがたくさんありますので、ぜひ、ドローンの計画も考えていただきたいと思います。一般質問みたいになりますけど、お断りしておきます。

○議長（味元和義君） 完全に一般質問になっておりますので、注意をしてください。

4番議員さん、これでよろしいですか。

○4番（林健三君） いいです。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

9番緒方正綱君。

○9番（緒方正綱君） 予算書114ページの12節委託料、農地耕作条件改善工事測量設計委託料が2,631万2,000円、その工事請負費が2,900万円で、ほとんど同じぐらいの金額が出ておりますが、設計委託料がこれほどかかるものなのかが一点と。139ページ、12節と14節も同じく設計監理委託料と工事費の関係ですが、この工事だけではないですが、全体的に見て、工事請負費と監理費のパーセント、割合、どれぐらいで推移をしたらいいというか、そこら辺の判断です。委託料も積み上げにはなるんでしょうが、私たちが予算書を見るときには、やはり大体四、五%で動いとるのかな、7%ぐらいで動いとるのかなと

判断をするがですが、分かれば教えていただきたい。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） まず、農地耕作条件改善工事の測量設計2,600万円については、地区で言いましたら南川口と藤ノ川、檜生原地区における水路の改修工事になります。その3地区の設計費用になっております。

次に、14節の工事の部分になりますけど、2,900万円は六反地地区と東川角地区、作屋地区、藤ノ川地区、この4地区の水路工事になっております。

次に、139ページの委託料と工事費用に対してのパーセントの質問でしたけど、今回、米奥地区と北琴平第2団地の委託料になりまして、工事と同じく、米奥地区と北琴平になりますが、工事に対してどれぐらいの比率の設計費になっているのか、この場でお答えはできませんけど、設計に関してのある程度の工事費用になりますので、また、分かり次第、お答えします。

○議長（味元和義君） 9番緒方正綱君。

○9番（緒方正綱君） 農地耕作条件改善工事費は、工事箇所が違うことは理解しますが、こういう書き方であると同じ工事と勘違いをしますので、できれば、括弧書きで箇所を示していただければと思います。

139ページですが、今回の場合は率でいけば、定住住宅の新築が、監理委託料が工事費に対しては6.5%、北琴平の第2団地については、工事費に対して委託料が4.8%ということに、一応、割戻しをするとそうなるんですが。適当という意味ではないですけど、普段の管理費がどれぐらいで推移をしているのかという質問です。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） 工事費に対しても、毎年どれぐらいの規模か、金額によっても変わってきますけど、先ほど議員がおっしゃいましたように、6.5%から4.8%ぐらいの間隔で行っていると認識しております。

○議長（味元和義君） 会議の途中ですが、ただいまより10時40分まで休憩をします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） 三点、質問いたします。

先ほど4番議員が質疑をした電源立地地域対策交付金について、もうちょっと教えていただきたいと思います。保育士の人件費として払われておるわけですが、人件費への総事業費の充当率というか、充当額というか、全体ではどのぐらいかかるのか。660万円をつぎ足すという、その分についてと。また、構わなければ、不足分は一般財源から出されているのかをお聞きします。それと、年によって額の変動があるものなのかどうかと。交付金事業の変更は可能なかどうかをお聞きしたいと思います。

59ページの委託料の関係で、集会所の指定管理料が出されております。指定管理ということは、ここで発生した修繕費とか修理とかは、町が負担するという解釈でよろしいでしょうか。

それと61ページにある集会施設改修工事費の中身について、教えていただきたいです。

○議長（味元和義君） 総務課財政班長片岡丈明君。

○総務課財政班長（片岡丈明君） 私からは、電源立地地域交付金の人件費に当たっている割合を回答いたします。

認定こども園たのののの人件費に充当されていると企画課長から答弁があったと思いますけれども、全体の令和6年度当初予算額は4,646万6,000円となっております。そのうち、電源立地地域の交付金660万円を充当しますので、割合でいきますと約14%になるかと思えます。それ以外の財源については、認定こども園の使用料でありますとか、ふるさと支援からの繰入金なんかも充当されておりますので、認定こども園たのののの人件費に係る一般財源は、3,600万円ほどになっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 変動があるかどうかは、発電量によって計算されますので、若干の変動があると思います。

それと、事業内容の変更が可能かどうかは、変更は可能です。過去にも、例えば旧窪川町のときは水道の絡みで入れたり、十和では消防道とかにやっていて、その後、消防車の入替えに充当したり、現在は保育士の人件費としておりますけれども、幅広く使える交付金ですので、事業内容については特に問われていないという認識を持っておりますので、変更は十分可能となります。

以上です。

○議長（味元和義君） 大正地域振興局長北村耕助君。

○大正地域振興局長（北村耕助君） 予算書61ページ、集会施設改修工事費67万8,000円については、大正北ノ川の集会所です。老朽化等により一部、玄関ホールとかの改修が必要になっている部分がありますので、改修工事を予定しております。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） 59ページ、各集会所の指定管理料についてご質問が出ていたかと思います。十和地域だけでなく、大正地域なども入っておりますので、それも含めてになりますが、今回の指定管理料は、管理上必要な水道料、電気料、ガス代の基本料部分を指定管理料として支出するものです。ですので、先ほどご質問の中にありました修繕費が対象になるかといいますと、対象にはなっておりません。修繕費については、それぞれ、基本協定書の中でリスク分担で額を定めております。全て統一されているかというと、調べてみないと分からないんですが、十和の集会所でいいますと、おおむね3万円だったかと記憶しております。3万円以内で修繕が必要になった場合は、指定管理者自らが修繕を行い、それを超える場合は、町が別途の予算を修繕費として計上して、その中で対応することになるかと思っています。

以上です。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） 電源立地地域対策交付金の使い方は、結構自由に使える、自由度の高いお金であると分かりました。水力発電所関係の事業は、四万十川の水を使って生み出されたお金という解釈もできるわけで、ぜひ、四万十川の景観であるとか、四万十川保全とかに使えないかなと思いますので、また答弁できれば、そのことをやっていただきたいと思います。

それと、指定管理のことと、改修工事費と同じ内容の質問になるかと思いますが、昨年12月ぐらいに集落へ、修繕箇所や備品として置かれているもので、何か修繕したり買い換えたりしたいものがあつたら申し出てくれ、2分の1を補助しますという区長行きの文書で来たので、そのことについて聞いたのですが、今の発言をとれば、指定管理となっている施設も同じような対応がされるのかどうか。補助率は2分の1で、修繕費や備品の買い換えの補助をするという意味でしょうか。その点についてお伺いいたします。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） お答え申し上げます。

集会所の中には、地区で所有している集会所と、町営の集会所の2種類あります。今回、指定管理料として計上する修繕、先ほど私が申し上げましたリスク分担に載っている以上のものに対しての修繕は、町所有のものとなります。各地区に2分の1を補助しますとお示ししている分は、町所有ではなくて、地区所有の集会所とですので、その辺のすみ分けをしております。

以上です。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 私から、電源立地地域対策交付金の使い道で、ぜひ四十川関連にというところです。先ほどご答弁申し上げましたとおり、使途については、非常に自由度が高い交付金になっておりますので、ご提案をお聞きしまして、次年度以降、検討させていただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） 同じ使用目的でも、つくったときの制度事業によって、指定管理になったり、集落の持ち物になったりして、使う目的は同じなのに、指定管理になったり、集落によっては自分たちで管理せないかんという。片や2分の1の補助は受けても、あとの2分の1を出さないかんところと、全額町に見てもらおうところがあるのは、すごい不公平じゃないかと思うて。私の集落のことを言いますけれども、エアコンがゴンゴン、うるさくてたまらんけど、まあ、何とか使えるから我慢しよう。カーテンもぼろぼろだけど、まだカーテンはなくてもええか、でも、炊事場のフローリングが傷んでおって、直すには四十何万円かかるがです。それはもうお願いしたがるがですけれども、小さな、たった40何戸の集落で20万円の持ち出しが要るのは、すごい苦しいんですよ。だから、使用目的は同じ、同じところへ設置されて、ただただ出足が違うからといって偏った、平等、不平等でいえば、すごい整合性がとれない状況を何とかできんかが今回の質問の趣旨です。分かりました、やめます、分かっているがです、でも、どうしても言わんとおれませんでした。

以上です。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） お答え申し上げます。

集会所の中で町有施設のまま残っているといいますか、町有施設になっているのは、建設当時に国の補助事業等を導入して整備してきたものの中で、まだ耐用年数とかが過ぎて

いなくて町有のままが大半です。こういった施設についても、順次、ほかの集会施設同様に地域への移管を進めながら、町ではこれまで取り組んできている経過もあります。そういったこともしながら、不公平感のないような対応はこれからもとっていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

15番下元真之君。

○15番（下元真之君） 最初に、21ページ、使用料収入について何点か、お聞きをしたいと思います。きらら大正の使用料です。どれぐらいの利用数に対して、この使用料を見込んでいるのかと。

次の22ページ、4節、5節、ふるさと未来館の使用料、四万十会館の公有財産使用料、5節の窪川運動場の使用料、それぞれ、どれぐらいの利用数に対しての使用料なのかと。

162ページ、11節の通学バス定期代は公共交通を利用した定期代だと思いますけれども、対象の人数と、どこの線かも分かれば教えていただきたい。12節のスクールバス運行委託料、何本出ているのか、本数だけで構いませんが、教えてください。

以上です。

○議長（味元和義君） 大正地域振興局長北村耕助君。

○大正地域振興局長（北村耕助君） お答え申し上げます。きらら大正の使用料を25万円上げておりますが、内訳は、令和5年度、まだ終わっておりませんが、令和4年度から比べると、新型コロナウイルス感染症等が落ち着いて、使用者、使用団体とも非常に増えております。例えば、携帯会社の相談会とかで頻繁に使っていたり、ホールでピアノ教室の発表会であったり、人権教育研究大会、地元の大正中学校と四万十高校のFairy Pitta Jazz Orchestraの演奏会とか、一定利用者が増えており、それを見込んで上げておりますが、具体的な数字等、今、手元に資料はありませんので、確認したいと思います。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長味元伸二郎君。

○生涯学習課長（味元伸二郎君） ふるさと未来館の使用料についてです。年間使用者数は、令和4年度実績ですけど、3,647人が計上されております。

続きまして、四万十会館公有財産使用料については、携帯電話の基地局のアンテナ使用料となっております。窪川運動場の使用料ですが、年間9,157人に使っていただいて、スポーツクラブ等に入っている方は減免等があるんですが、その使った分の使用料となっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） まず、通学バスの運行委託料の路線の本数は、10路線となっております。内訳は、窪川が4路線、大正が4路線、十和で2路線となっております。定期の人数ですが、確認させてください。

○議長（味元和義君） 15番下元真之君。

○15番（下元真之君） 四万十会館のアンテナの場所の使用料と。会館自体の使用料はどこへ出ているのか、教えていただきたいと思います。それだけです。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長味元伸二郎君。

○生涯学習課長（味元伸二郎君） お答えします。

会館の使用料については、指定管理料の中で計上されております。

○議長（味元和義君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） 定期バスの人数ですが、令和5年度は、上下はありますが、50人前後となっております。令和6年度もこれに近い数字を予定しております。

○議長（味元和義君） 大正地域振興局長北村耕助君。

○大正地域振興局長（北村耕助君） 先ほど答弁ができなかった部分をお答えします。

さらに大正の使用料を積算する上での実績等ですが、令和4年度の利用状況でいいますと、団体数と個人での利用が、106件となっております。利用者数は3,300人ぐらい。それを基に、一定、新型コロナウイルス感染症が収まって4年ほど前の利用に近づくのではないかと積算して、今回の利用料を計上しております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

14番古谷幹夫君。

○14番（古谷幹夫君） 概要書21ページの定住住宅事業で、米奥に計画されている3戸の新築住宅に関してですけれども、いつ頃完成を予定されているのか。基本的には年度末までということかも分からんですけれども、今の時点で想定をしておるところがあれば教えていただきたいのと。事前の勉強会で出たかも分からんですけれども、改めて利用の条件をお伺いしたいと思います。

予算書の156ページ17節と、161ページ同じ17節、小学校、中学校それぞれの学校図書購入費ですけれども、積算というか、算定の基礎はどういう考え方で組み立てられておるのか

という点と。今までの経過も踏まえて、どこから購入をされる予定でおるのか。同じく図書購入費、170ページ、町立図書館の図書購入費700万円が計上されておりますが、同じ視点で、積算の根拠というか、どういう考え方の基にこの予算計上なのかです。

それと、非常にささいなことですが、117ページ、18節、多分、誤植というか、打ち間違いやないかという気がするがですけど、平仮名で、みなと森と水ネットワーク会議負担金5万円が計上されておりますが、私が類推するに、これ、海の表現がちょっと間違っただのではないのかという気がしていますが、その確認です。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） みなと森と水ネットワーク会議負担金という表記ですが、こちらは、東京都港区と全国の自治体が協定を結んで、地方の建築材を都市部で利用していくといった取組の協議会に参加している負担金でして、この会議名がみなと森と水ネットワーク会議となっておりますので、間違いないと思います。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） 当初予算資料の21ページ、新築住宅3戸の完成日の予定は、令和7年3月31日までになっております。

あと、農家住宅に関しての要件等は、現在協議中で、また令和4年度の9月定例会等で条例の変更等を行いますので、その場でまた報告させていただきます。  
※ P.23訂正あり

以上です。

○議長（味元和義君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） 図書購入費で、小学校の図書購入費215万8,000円と、中学校の図書購入費88万3,000円の金額の算定の基礎については、交付税の算定基礎となる小学校、中学校の図書購入費があり、普通学級費や特別学級費等を標準学級数等で割りまして、四万十町の学校図書購入費の交付税が出ております。それを全額、各学校の学級数や児童・生徒数、基本数等を考慮しまして、按分して配分しております。

続きまして、どこから図書を購入しているのかは、それぞれの学校が必要なところから購入するようになっております。当然、町内の書店からも購入するとは思いますが、扱っているところが町内になれば、必要なところから購入します。

以上です。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長味元伸二郎君。

○生涯学習課長（味元伸二郎君） 町立図書館の図書購入費についてですが、去年度から

移動図書館と、寄附金に合わせて200万円を計上させてもらって、これまで400万円の図書購入費としていたところ、図書の変更の必要から、100万円追加して500万円、合わせて700万円で計上させてもらっています。

以上です。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） 先ほど条例が令和4年9月と言いましたが、令和6年9月に訂正させていただきます。

○議長（味元和義君） 14番古谷幹夫君。

○14番（古谷幹夫君） そのことを追っかけて聞くつもりでしたけど、先に言っていただきました。

それと、みなとというのは、私の勝手な思い込みで、皆さんを責めるような、打ち間違いではないかという失礼なことを言いまして、最初に謝罪をしておきます。

学校図書費の関係は、基本的には交付金の算定をベースにしているということで、誰かの一般質問でも出ていたのかなという記憶がありました。分かりました。購入先については、各学校の希望というか、判断によって購入されておることは理解できました。ただ、今の時点ではまだ評価できませんけども、学校図書費の充足率というか、各学校に一定の基準の人数であったり、学級数であったり、交付税の配分をベースにしている金額であっても、うちは、これじゃ足らんとか、あるいは、もう十分過ぎて、これほどは、ということもあるかも分かりますけども、そういった充足率をどう捉えておられるのかと。

それから、定住住宅の関係は、来年度の事業ということで理解をしました。ただ、条例で条件なりも整備をされるということですので、どうしても募集という過程が伴ってくると思います。この案件については、もっと限られた要件かも知れませんが、竣工して仕上がってから募集をかけて、入居の選定というスケジュールになってくると思いますので、期間をある程度、できるだけ長くとお知らせすると。十分配慮されておると思いますけども、住居というのは、非常に大事な役割を持っておると思いますので、その点をお願いしておきたいと思います。

○議長（味元和義君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） 学校図書館の充足率ということですが、学校によって違います。毎年、図書も購入しており充足しているところもあります。また、充足していないところもあります。ただ、充足しているところも、古くなった本をそのまま置いていると

ころもあり、見直しによって破棄して充足率が下がるところもあります。このように破棄をしているところは、充足率がいつまでたっても達成せんということになり、それについては、学校の図書の管理方法によって増減はあるかと思いますが、ほぼ、充足率達成に向けて、毎年、交付税を全額、各学校に配分するようにしております。

以上です。

○議長（味元和義君） 14番古谷幹夫君。

○14番（古谷幹夫君） 了解をいたしました。学校の図書については、今、学校教育課長も言われましたけれども、やっぱり子どもの読書というのは大事やと、ずっと私たちも追っかけてきた課題もありますので、古びた本は積極的に買い替えということ、教育委員会からも投げかけをされておるとは思いますけれども、やっぱり子どもは特に図鑑であるとか、最先端の図書を利用してもらおう環境を整えていってほしいと思いますので、また、どこか、一般質問でもやっていくつもりです。よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

1 番水間淳一君。

○1 番（水間淳一君） 二点、お伺いいたします。

58ページの12節に、ヤイロチョウ認知度向上推進事業70万円がありますが、どのような内容でしょうか。認知度向上を説明していただいたら分かると思いますが、この説明と。61ページの13節、隅田川納涼大会ブース借上料3万円はどのような事業でブースを借り上げるのか。例えば広さとか、どのような事業で、誰が出席するのか。分かっている範囲でお願いします。

○議長（味元和義君） 大正地域振興局長北村耕助君。

○大正地域振興局長（北村耕助君） ヤイロチョウ認知度向上推進事業委託料について答弁いたします。

まず、これまでヤイロチョウの条例の関係が出てきたかと思います。それを協議する中で、町の鳥に指定されておるヤイロチョウの認知が十分ではないという意見が、いろんな団体から、いろんな会議でも出ておりました。ということで、町の鳥であるヤイロチョウをもう少し、子どもから大人まで、知ることが大事ではないかと、今回、子どもと大人を対象に、学校とか、また、ヤイロチョウの関係でいいますと、大正地域のトラスト協会、ヤイロチョウネイチャーセンターを活用して、ヤイロチョウを住民に知っていただく機会を設けて、町の鳥のヤイロチョウの認知度を上げていこうではないかと、委託事業として

計上させてもらっています。

以上です。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 隅田川納涼大会ブース借上料について説明いたします。

隅田川納涼大会は毎年8月下旬に、東京都墨田区の墨田区役所横の広場で納涼大会が行われておりますけれども、隅田川と四万十川は姉妹河川提携だったと思いますが、提携をしているご縁で、東京のふるさと会である東京四万十会が毎年、隅田川納涼大会に出店をしながら協力しているところですが、ふるさと会である東京四万十会が、ぜひ、地元四万十町からも出店をということで、道の駅めぐり窪川に昨年度依頼をしまして、出店をさせていただきましたが、大会側のブースを構えるための出店料が3万円要ると。来年度もということがありますので、町で負担をして、道の駅めぐり窪川に出店していただくということです。

なお、大きさは、通常の運動会とかで使うテントの半こま分だったと思います。出席するのは、このブースに行くのは道の駅めぐり窪川の社員と、我々、町から3名ほど出席させていただいて、お手伝いをする形になります。

以上です。

○議長（味元和義君） 3番中野正延君。

○3番（中野正延君） 予算書の145ページ、18節の老朽住宅除去事業補助金とあります。今年度も3,000万円、来年度に向けて3,300万円ほど出ておりますが、令和5年度の実績、何件あったのか。来年度に向けて、どれだけの老朽化除去の事業を行う見込みがあるのかと。162ページ、12節、スクールバスの運行委託料についてですが、地域によって運行回数も違うという声も聞かれるんですけど、地域ごとの運行回数などが分かれば、教えてもらいたいと思います。

それと、164ページ、7節の放課後子ども教室指導員謝金になりますけど、指導員の人数を確保するのに大変だという声も聞きますが、大体定員が何人で、何人体制で指導されているのかをお伺いします。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） 老朽住宅の除去事業の補助金になりますが、令和5年度の実績が21戸になります。令和6年度に関しましては20戸の要望になっております。

○議長（味元和義君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） スクールバス運行委託料で、地域によって運行回数が違うのではないかとありますが、それぞれの地域とも、行き 1 本、帰り 1 本を基本回数としてお願いしております。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長味元伸二郎君。

○生涯学習課長（味元伸二郎君） 放課後子ども教室についてですが、町内12か所の放課後子ども教室については、見守りということもあって、2名以上で行っていただきたいということで、各放課後子ども教室に指導員として登録していただいて、毎週シフトを組み合わせながら、出ていただくという形で行っております。

○議長（味元和義君） 3 番中野正延君。

○3 番（中野正延君） 私の聞き間違いなのかもしれませんが、スクールバス運行については、大正地域とか、中学校の部活動の送迎もやっている方がおられるとか、これはまた別途になるのかもしれませんが、そんなこともあったのでお伺いしました。

それと、放課後子ども教室の指導員 2 名は、常時 2 名ということで、指導員も 2 名は契約されているということなののでしょうか。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長味元伸二郎君。

○生涯学習課長（味元伸二郎君） 契約ではなしに、登録をしていただいて、各放課後子ども教室 2 名以上で、その場の見守りをしていただいております。

○議長（味元和義君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） スクールバスの運行については、行き帰り 1 本ずつを基本としております。窪川地域については四万十交通にお願いしております。大正・十和地域は個人に委託をしております。そのため、個人の都合にもよりますが、必要に応じて、部活動等の帰りに運行をお願いできるときにはお願いしている状況です。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

13 番佐竹将典君。

○13 番（佐竹将典君） 四点ほど、お伺いしたいと思います。

予算書の160ページ、英語 4 技能検定受験委託料の説明と、対象者年齢、受験者数。

156 ページ、英語 4 技能検定受験委託料も一緒です。対象年齢と受験者数。そして、英語 4 技能検定受験の結果を見て、教育現場でどのように生かされているのかと。

次が59ページの四万十川PR事業委託料、恐らく、40010～ヒミツのともだち～、ゲーム

アプリが入っていると思うんですが、そちらの説明。総合のダウンロード回数、ゲームを通して得た実績と成果、もし、今後の改善点があれば教えていただきたい。

その下、59ページの婚活推進事業委託料の財源内訳を教えてください。

○議長（味元和義君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） 英語4技能検定の内容をまず説明いたします。目的としては、GTECというのは、英語検定の一つで、聞く、読む、話す、書くの4技能を計るテストとなっております。対象は小学校は6年生、中学校は2年生となっております。対象人数は調べてからまた報告します。

そして、これをどのように教育現場に生かしているかになりますが、それぞれ個人が自分の英語の実力を把握するのに使われます。そして教員におきましては、児童・生徒の4技能の状況と課題等を把握した上で授業に生かしていくと聞いております。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 四万十川PR事業の絡みで、ゲームアプリがこの中に入っているだろうということです。以前、お問合せがあったとき、この中に入っていますと私はお答えしたことがありますけれども、本年度は入ってないです。ゲームアプリのもちろんメンテナンスなどが要るんですけれども、その費用は、来年度に開発元の会社が負担していただけるということで、予算が一切かからないことになっております。

最新のダウンロード数等、今、1,823になりました。徐々にダウンロード数は増えてきております。成果としては、やはり最近は子ども向けに川ガキ体験とか、様々、川にまつわる授業などを行う際に、このアプリを積極的にPRさせていただいている関係もありまして、小学生、子どもを中心に非常に利用させていただいているというお話も聞いておりまして、地元のことを知る機会にもなっていると。特に川に親しみを持っていただける機会になっているということで、一定の成果は表れているものと考えております。

なお、やはりゲームですので、ずっと同じ状態ですと飽きられてしまうところもあります。来年度、令和6年度は、そこら辺を検討しながら、令和7年度において少し予算をいただいて、内容の改善を行っていきたいと思っているところです。どの辺を改善するかは、今使っている皆さんの意見も聞きながら、少し検討したいと思います。

次の、婚活推進事業の財源内訳です。59ページには予算額917万4,000円とありますけれども、それに対する財源としましては、予算書24ページにあります総務費、国庫補助金、地域少子化対策重点推進交付金642万4,000円を充当しております。残額については、ふる

さと支援基金からの充当、今のところ、そういうことになっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） 英語4技能の対象人数ですが、予算には、小学校120人、中学校は110人となっており、これは異動があっても対応できる余裕を持った人数としております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） それでは、午前中の時間も限られていますので、手短に質問したいと思いますが、私は主に、私どもがいただいています概要の中身についてお伺いしてみたいと思いますが、まず、資料2ページで、過去10年間の歳入歳出の金額が出ています。これを見ると、令和2年から200億円を超える予算で、決算が190億円から200億円という形で、急に令和2年度から上がっている数字が示されています。そういった中であって、次の3ページが主な財源です。何ととっても、自主財源の確保が大きな課題でもあるわけですが、この資料を見ると、町税が3,300万円余りの、令和5年と令和6年の当初予算費で減額になるということです。これは、ご承知のように、新型コロナウイルス感染症の影響もあったかもしれませんが、令和5年度は、そこそこ、コロナも収まった状況で、翌年度の町税の歳入見込みですが、ちょうど今日で確定申告が終わりです。そういった中での予算編成ですが、非常に厳しい状況になっているのかなというのがこの数字だと思います。

特に気になるのは、固定資産税が2,500万円余りの前年比で大きな減額です。先ほども国土調査費の質問があったわけですが、十和・大正の国土調査は全て終わっています。ずっと合併以降、窪川地域の国土調査に入って、だんだんと、50%を超えている今の窪川地域の調査状況だと思うわけですが。国土調査をやることによって、正確な固定資産、土地の評価ができつつあると思うんですが、その影響額は固定資産でプラスになっているのかどうなのか。そこら辺の結果を検証しているのであれば、お示しを願いたいです。

もう一点、大きな依存財源であります地方交付税も、令和5年度、令和6年度の比較では、1億円余りの減額です。確かに、数日前に聞いたわけですが、町民の皆様にも明らかにしたいという意味で、何ゆえに交付税が1億円余りの減額になったのかという点です。

それと、人件費です。事務的な経費で会計年度任用職員の勤勉手当の増額によって

5,700万円余りの増額ということですが、8ページ、人件費の内訳、職員給を見てください。令和5年度と令和6年度で2,600万円余り減額の中で、全体の人件費は、令和5年、令和6年の比較で5,700万円余りの増額となると、正職員は減り、会計年度任用職員は増えるという予算の額ではないかと思っていますが。多分、今年度中に退職される職員も、この金額からいったら、七、八人おるとしか思えませんが、補充は今後どうされているのか。令和6年度、どれだけの対応があつての人件費なのか、お示しを願いたい。

それと、19ページ、誰も聞きませんでしたのでお聞きしてみたいと思うわけですが、今回、道の駅大正であいの里の改修事業で委託料が230万円余り出ています。令和7年度に改修工事をやるという内容のようですが、少し具体的に、どういう改修工事をするのか。若干書いていますけれども、イメージとしてどういう工事内容になるのかです。

その下、ウェル花夢の施設整備事業です。新年度に太陽光発電設備の改修工事をやりたいということで1,600万円の工事をやるようですが、太陽光の発電設備の改修工事だということです。どれだけの発電を賄う太陽光発電なのか。併せて、最近、停電等も起きてきています。特に集客施設ですので、蓄電池等の設備はこの工事にはないようですが、できれば、蓄電池の設備も必要ではないかという思いもあるわけですが、お答えを願います。

以上にします。

○議長（味元和義君） 税務課長戸田太郎君。

○税務課長（戸田太郎君） 概要資料3ページ、自主財源の町税に係る分の固定資産税の減額分についてですが、国土調査を終えた分については、順次反映をしておるところですけれども、具体的な減収となる理由は、3年ごとに行っております評価替えによって、土地の価格は下落傾向にあり、特に街中の分が大きく減少しているという傾向にあります。また、家屋には、新型コロナウイルス感染症の関係は一定、直接的な影響はなくなつてはきていると思いますけれども、建築価格の上昇などによって新築件数が減少していることもありますし、併せて、取壊しの増加も減収の要因となっております。償却資産については昨年並みと見込んでおりますが、そうした土地や家屋の減少によって、大きく減収見込みとなっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 総務課財政班長片岡丈明君。

○総務課財政班長（片岡丈明君） 私からは、普通交付税の1億円近い減額になっている要因についてご説明いたします。普通交付税の令和6年度の見込みに当たりましては、令

和5年度の決定額ベースから様々な影響を考慮して試算をしているものですが、その中でも、昨年の9月定例会でもご説明しましたが、令和4年度の国勢調査の結果、林業従事者数の数字が置き換わりました。具体的な数字でいきますと、602人が311人と、291人の減となっております。それに伴う普通交付税の減少が、総額を町で試算しますと、約2億5,000万円ほど減額になるということです。その影響が、交付税については、翌年度にいきなり全額減額になるというわけではなくて、毎年、1年ずつ、ちょっとずつ減らしていくという算定式がとられますので、令和6年度については、その影響を加味して、おおむね七、八千万円ほど減額になるであろうと見込んだ上で当初予算は計上させていただいているものです。

以上です。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 私からは、人件費についてお答えをいたします。

議員がお示しになりました概要資料8ページの上段に人件費のことを書いております。職員給は減額となっておりますけれども、職員給については、人事院勧告を踏まえて適切にベースアップや廻りの手当の支給等を行っておりまして、ここはどうしても、年度ごと人数が変わってきたり、おおむね、高齢というか、ベテランの方が退職されると影響を受けますので、その影響を受けたものとご理解いただければと思います。

人件費の詳細については、予算書の181ページを開けていただくと、予算上の人数の変化があります。一般職の中ほどに会計年度任用職員以外の職員ということで、ここは正職員の動きになりますけれども、予算上は3人減ということで、それぞれ給与費、共済費等を上げている、これが人件費に該当するところです。一番下に会計年度任用職員があります。これは、本年と比べまして来年度が減ることになりますけど、これは選挙関係の会計年度任用職員をかなり多く雇用した関係から、このようなことになっているところです。

現状、人員の補充についてですが、基本的な考え方は、正職員に対しては、退職の数を補充するという形になっておるんですけども、どうしても、人事上、急に、途中で退職される方等も実は増えているところもありまして、十分な補助に至っていないです。感覚的に言うと、一般の事務員も二、三人、少ないかなという状況が来年度は見られます。どうしても、会計年度任用職員も実は人手不足になっている状況でして、随時募集をしているところですし、正職員についても、特に専門職はなかなか確保が難しいですので、その対

応として、一定、採用の年齢制限を上げたり、随時募集したりという対応をしておりますけれども、これは本町だけではないんですけども、一般職の受験者も非常に少なくなっている状況がありますので、今後、今の体制を維持するために、いろいろ手だてをしていかななくてはならない状況だと認識しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 大正地域振興局長北村耕助君。

○大正地域振興局長（北村耕助君） 私からお答えするのは二つあるかと思います。

一つ目、道の駅四万十大正であいの里改修事業ですが、施設が建築から25年以上経過し、非常に古くなっております。既存の施設は、新たに設けられた衛生基準をクリアできない状況にありますので、今回、改修工事を予定しております。改修を予定している部分は調理室、いわゆる厨房と言われる部分や食堂と、物産販売スペースが主な改修場所です。それから、空調機器とか調理設備も経年劣化等で不具合が起きたり、非常に使いにくくなっていますので、更新を予定しております。

二つ目が、オートキャンプ場ウェル花夢施設整備事業についてお答え申し上げます。今回の改修は、太陽光の整備事業によりまして、8.6キロワットの発電量の予定をしております。ウェル花夢は災害時の2次避難場所にもなっております。キャンプ場としての運営管理上のことも踏まえまして、平成12年、今から23年ほど前の大正町の時代に、国の補助事業、山村地域環境保全機能向上モデル事業を活用して、当時、太陽光の施設整備をしておりますが、20年以上が経過して機能しなくなっている状況です。今回、1,600万円ほどの事業費で太陽光の施設整備をすることになっておりますが、ご質問のありました蓄電池も、説明資料19ページの中ほどに書いてますように、管理棟に太陽光発電設備及び蓄電設備を整備することとしております。それによって、二酸化炭素の排出を抑えたり、使用状況に応じた最適な稼働によってコストを削減し、災害時の避難場所としての役割も十分果たすようにという計画です。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 大まかは分かりました。ただ、税務課長からの答弁の中でお聞きしたいのは、国土調査が窪川地域は徐々に進んでいます。その調査の結果の課税評価が増える傾向にあるのかどうなのかということが、非常に私自身は気になる場所なんです。やはり正確な調査に基づいての課税が本来はあるべき姿ですが、しかし、窪川地域の街分

を含めて、正確な課税評価ができるような現状にあって、結果として、測量が終わった時点では、評価がどうあったのかを知りたいわけです。その差がどうであるのか。プラスなのか、マイナスできているのかが私は気になっていますので。それと、窪川地域の街筋、今、店を解体されたところが非常に目立つ状況ですが、聞くところによると、宅地、家がなくなると土地の評価が6倍にもなるとお聞きしたことがあるわけですが、それは、年度でポンと土地の課税額が6倍にもなる課税の方式なのか。分かりませんので、かまらったら教えていただきたい。古い家のことかなと思う人もおるわけですが、宅地に家があつての課税と、壊したら税がどれだけ上がるのか、6倍と聞きましたので、税務課長はご存じかと思いますが、内容をお知らせ願えたらありがたい。

以上です。

○議長（味元和義君） 税務課長戸田太郎君。

○税務課長（戸田太郎君） 国土調査の結果をどれだけ反映しているかについては、全体的な部分で判断しますので、そこが、どれだけのというのは、結果としては判断できないと考えておりますが、全体的な部分としましては、土地自体の価格は下落しているので、国土調査をした後、面積は多少変わってくると思いますけど、大きく影響はしないのではないかと考えております。

それと、家がなくなった場合の固定資産税が6倍になるというお話でしたけども、家が建っている場合は、6倍といいますか、6分の1まで本来の価格から課税標準額を下げるという制度になっておりますので、家がなくなった時点で元の税額に戻るという考えとなります。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。分かるがです。要するに、建っておけば宅地の税は低く済むけども、壊したら元に戻るというのは、6分の1が6分の6に戻るの、6倍ではないかという私の問いかけです。6分の1に下がっちゃうのが現状に戻るというのは、6分の1が6分の6に変わるのではないかという問いかけなんです。分かる、算数は。そこで、国土調査の結果が出た段階で、建物は評価できます。山林なんかの場合は、正確な数字が出たら、1,000㎡の山があつて、それが倍になることも想定できやしないかなという私の問いかけです。倍になれば山林の課税も倍になるわけでしょう。そこらの実態がどうなのかは税務課じゃないと分からんがです。正確な数字が出て、去年ま

での山林の課税額と調査した結果、倍になったら評価も倍になるがやないかという私の単純な疑問ながです。結果、やってみて、測量してよかったなという形になればいいわけです。だからその結果がもう出てきているはずなんです。合併以降、ずっと窪川地域は調査をしていますので。その結果がどうなのかというのは出ちゅうはずながですよ。例えばA氏の山林が実際は5,000㎡やったけども、測ってみたら7,000㎡になったと。それやったら固定資産税が上がるわけでしょう。そこら辺の実態がどうなのかです。そのために国土調査をするんですよ、はっきり言うたら。ただお金を使うて実測するだけが能じゃないですよ。課税を正確にしようということで国土調査をするんでしょうが。それやったら実際、結果がどうであったかというのは分からないかと私は思うのですが、税務課長を叱るつもりはありませんが、正確な答弁が出てきませんので、その点を最後に質問します。

○議長（味元和義君） 税務課長戸田太郎君。

○税務課長（戸田太郎君） 議員おっしゃるとおり、その辺の分析ができていないという状況でありますので、本日、お答えというのはいけませんけども、今後、国土調査による影響も分析をしつつ、また今後、何かの機会ごとに報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第40号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号令和6年度四万十町一般会計予算を採決します。

この表決は起立により行います。

議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまより午後1時まで休憩をします。

午前11時53分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第41号令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算、日程第3、議案第42号令和6年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算、日程第4、議案第43号令和6年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算、日程第5、議案第44号令和6年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算、以上、議案第41号から議案第44号までの4議案を一括議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） それでは、簡単に質問してみたいと思いますけれども、昨日、国保の保険条例が一部改正になりました。大変高額な引上げになって、残念でしょうがありません。そこでですが、予算書197ページが歳入に入るわけですが、新年度から国民健康保険税が平均9,500円の引上げになることが決定されました。そういった中で、この税收を見ると、前年対比で1,260万円余りの減という税の収入ですが、国保税を引き上げながら、新年度1,200万円の減というのは、恐らく加入者が少ないという見積りだろうと思いますが、この予算の計上の内容についてお示しを願いたいのと。

併せて、新年度は、国保の財政調整基金から1,000万円取崩しをしているわけです。昨日の条例の中でも、非常に被保険者が減って、将来的には財調も枯渇するんだという内容の条例改正案だと思うんですが。今後、統一に向けて、毎年度引上げになるのかなと心配もしているわけですが、その点について、今後の引上げの状況についてお示しを願いたいというのと。診療所の特別会計ですが、前年対比で若干少ない収入を見込んでいるわけですが、現実として、診療所の患者数は毎年度、減りつつあると思うわけですが、その原因、患者数が単なる健康で減っていつているのか。事務長として診療所運営の患者数の推移をどう考えているのか、お答えを願いたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） 国保会計予算の全体の概要的なところでご説明いたします。

先ほどの議員のご質問にもありましたが、国保の被保険者数自体は、全体的に、団塊の世代とかの後期高齢者医療への移行等で縮小傾向にあります。高知県全体でも同じことが言えまして、被保険者数は次第に減少しておりますので、保険給付費の総額自体も緩やかに下降傾向にはありますが、一人当たりの保険給付費としては、緩やかな上昇傾向にあるといったところです。そこで当町の予算の規模的な話で申しますと、被保険者数も、例年、少しずつ減っておるというところで、被保険者数は、令和6年度予算については、令和5年度から3%ほど、人数としては減少を見込んでの計算でして、予算規模の総額についても、全体の予算規模では5%ほど、前年度当初予算からいいますと4.4%ほど、総額では小さい予算規模になっておるところです。しかしながら、1被保険者当たりの医療費総額については、ほぼ横ばいです。

先ほどの税と基金との関係ですが、今、令和5年度末の決算の見込みで大体1億3,000万円ほどの基金の残高になるものと見込んでおりますが、これから国民健康保険については、令和12年度の県内保険料水準の統一がありますので、四万十町、特に県西部の市町村においては、全体的に保険料が上がってくるような構図になってまいります。現状からいうと、割と高い金額になってくるわけですが、令和12年度に向けて徐々に保険料を上げていかざるを得ない状況にありまして、今残っている1億3,000万円強の基金を、少しでも急激な上昇にならないように、緩やかに、激変緩和措置的な形で使わせていただくと。令和6年度予算については、その部分を一定、税の部分でも賄っていただくという意味での税率改正を行ったところです。

国保の予算全体としては、この後、税務課長から全体的な税率改正の予定などの答弁もあるかと思いますが、令和12年度に向けては、何段階かで上昇していく予定です。

○議長（味元和義君） 税務課長戸田太郎君。

○税務課長（戸田太郎君） 私からは、税収の見込みについて説明いたします。

予算書197ページでは、当初予算比では1,268万9,000円の減と記載されておりますけども、令和5年度の決算見込みは、現年分で3億2,840万円ほどを見込んでおりまして、令和6年度当初予算と5年度決算見込みを比較しますと1,270万円ほどの増額と見込んでおります。その理由は、先ほど町民課長からもありましたように、被保険者の減少に加えまして、令和6年度課税につきましても、物価高騰等による所得減が引き続くと考えており、それに伴う課税の減少と併せまして、税率改正を行ったことによる増額、そういったものを考慮して、結果的には、決算比で1,278万8,000円の増というように予算計上してい

るところです。

それと、今後の税率改正の見込みについては、県が今、推計値を出しているのが、令和5年9月現在の数値となっており、令和8年度頃には、もう1回見直しも行われる予定となっておりますので、そういった数値を見ながら、今後また税率改正を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 大正・十和診療所事務長吉川耕司君。

○大正・十和診療所事務長（吉川耕司君） 私からは、診療所の収入見込みが多少減少している原因は患者数が減っているのではないかと、また、それに対する事務長の考え方ということで答弁いたします。

患者数なんですけれども、入院患者については、令和2年から令和4年の平均が280人、今年の見込みが大体260人ですので、微減、20人ぐらいの減少となっています。外来患者については、令和4年度と比べまして、ほぼ同数の1万6,000人ぐらいとなっております。ただし、令和2年から令和5年にかけて、大体65歳以上の人口が、大正・十和で確か100人ぐらい減少していると記憶しておりますが、これからもこの数は減っていくと思います。診療所に来ていただく患者はどうしても高齢者が多いですから、これからも患者はちょっとずつ減っていったって、診療収入も減っていくことが考えられます。

また、もう一つは、診療所以外の医療機関へかかっている方もいると思うんです。そういう方の中で、診療所で対応できる患者については、できるだけ診療所に来ていただくことも大事だと思います。そのためには、患者が来やすい診療所にしていかなければならないと思うんですが、これについては、スタッフ一同、接遇改善に取り組んでいくしかないのかなと思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） それぞれ答弁いただきました。国保税についてですが、先ほども言いましたように、令和6年度から改正になって平均9,500円ほど引上げになるということですが、引上げ分の増収分は幾らになるのか。大体見積りで結構ですが、お聞かせ願いたいのと。併せて、それぞれの自治体が県下統一になると、歳入の分母は大変大きくなるわけです。しかし、現実、今の状況であれば、令和12年度に統一した料金になるということとは、ますます、幾ら県下統一したって、四万十町にとって、被保険者にとってメリット

になるのか、どうなのかという点なんです。普通、市町村合併もそうでしたけれども、大きくなれば、住民にとってもいろいろメリットが生まれるというのがうたい文句でしたけれども、実際そうなのか。それぞれ個人の判断になるわけですが、しかし、統一して被保険者の税がますます高くなると、何のために県下統一したのかと疑問にもなるわけです。その点、見通しは、いや、統一した料金になると低くなるというお考えなのか、そこら辺のこともお聞きをしたいという点と。例えば令和12年に統一になった場合に、法定外繰入れや、基金の財調へ積立ても今はしているわけですが、統一後はできないという判断なのか。その点について併せてお答えください。

○議長（味元和義君） 税務課長戸田太郎君。

○税務課長（戸田太郎君） 改正による税収の差額については、改正前と比較しまして約2,800万円増収となる見込みで考えております。それ以外の件については、町民課からお答えをさせていただきます。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） 私からは、保険料統一のメリットという点でのご答弁を申し上げます。

まず、先ほども申しましたとおり、保険料水準を統一する、横並びにしてしまうと、現状、高いところと低いところ、特に県西部の自治体は医療費自体が低く抑えられている関係上、保険料がどうしても上がってしまう傾向にはありますが、やはり小さな自治体は、これからどんどん人口規模が減少して、被保険者数も少なくなってきます。特に規模の小さな自治体においては、急激な医療費の増減によって、保険料自体も大幅に増減しながら改正することが必要とされてくることなどが懸念されておりますので、制度の安定化を図るために、できるだけパイを大きくする、分母を大きくするという事で県下統一に取り組んでおりまして、これは全国的にも同様の流れですので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

それから、財政調整基金の充て方ですが、当然、現状では、自治体ごとに、大きくは県下で財政が一つということで管理されておりますけれども、財政調整基金等の運用については自治体の判断に委ねられておりまして、国保の財政調整基金は1億3,000万円ほどです。ただ、令和12年度以降は、統一のルール、保険料率も同じ算定方法で、県内どこの自治体に住んでいても、同じ世帯構成、同じ所得水準であれば保険料は同じになりますので、令和12年度以降、四万十町だけにそういう基金を充当して、四万十町だけが税の水準

が安くなるといったことは、県内で水準を統一すると合意をしている以上、まずできないことになります。その調整が唯一許されておる令和12年度までの間で、四万十町内でいかにこの基金を活用していくかは、四万十町における財政調整基金の運用の裁量があると考えております。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 診療所についての答弁は結構ですが、できるだけ、大正診療所の収入が減らないように努力してほしいと思っています。

今の町民課長の答弁ですが、県下統一の料金になることは、それは統一するので分かるわけですが、それぞれの自治体によって財政は違うんですよね。保険料は一緒の料金になるでしょう。だけど、積立てはゼロになれば、それ以上積み立てることはせんだろと思うんですが、法定外の繰入れは、自治体の裁量によって、できるか、できんかという問題なんです。統一後のことなんですよね。令和12年度までに財調はゼロにして、法定外はもう一切繰入れができないという、県下での統一的な見解があるのかどうなのかを私は聞いておきたいと思うんです。そうしないと、本当に令和12年以降、統一したものの、国保税はどんどん上がっていくとなれば、何のためのと。併せて、被保険者が少なくなれば収入も減るのは当たり前。しかし、令和6年度の予算を見ても、被保険者が減れば歳入も療養費も減っていくことになっていくんですが、一概に収入が減ったけん、医療費だけが伸びるということは、今までの過去の例では、よくあるがですよ。財調はためちょかんと、いざというときにお金がないと困るというけども、過去にそんなことはないがですよ、はっきり言って。だから、そういう急な変化は考えられないと思うわけですが、法定外繰入れは、統一後はできるか、できんか、再度お答えください。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） 法定外繰入れが令和12年度以降もできるかどうかというところのお答えです。現在行っております法定外繰入れで申しますと、まず、法定内の部分が、国・県、市町村で、人件費であるとか、そういった一定部分の繰入れは当然、法定内の繰入れとしてやっております。それ以外の法定外繰入れの中で、いわゆるグレーゾーンといいますか、自治体の裁量でできる部分が、地方単独事業で減額調整される分は、自治体ごとに判断をして繰入れができるといったものは、今現在、四万十町でも、年間1,000万円ほど、金額が定かではありませんが、財政調整基金からの繰入れとは別にやっております。その部分の金額については、令和12年度以降が、あくまでも予定ですけど

も、県としては、地方単独事業の減額に係る分の繰入れについては行っていくという方針がありますので、その部分についてはできると考えております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第41号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号令和6年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算を採決します。

議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

これより議案第43号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号令和6年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算を採決します。

議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

これより議案第44号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号令和6年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算を採決します。

議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第6、議案第45号令和6年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第7、議案第46号令和6年度四万十町介護保険事業特別会計予算、以上、議案第45号及び議案第46号の2議案を一括議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第45号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号令和6年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。

議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

これより議案第46号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号令和6年度四万十町介護保険事業特別会計予算を採決します。

議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第8、議案第47号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算、日程第9、議案第48号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算、以上、議案第47号及び議案第48号の2議案を一括議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 度々恐縮です。質問いたします。

勇み足でるる質問を申し上げておりましたので、再度、詳しくは申し上げませんが、四万十荘あるいは窪川荘の、今回予算として、一般管理費で6,000万円で計1,200万円の、改築に向けての基本調査の予算が含まれておりますので、内容について今朝ほど申し上げた

とおりですが、いずれ改築する、いわゆる長期化であれば、立地場所は、現状の場所で堅持をしていくという解釈でよろしいのかと。以前、4年前に町長に一般質問でご質問申し上げたとおり、改築の内容は一つは多床の施設と、あと完全個室といったユニット型の二通りの建て方でいくという当時の回答でしたけども、今回、現実的に動きが出ましたので、勉強会のときは、事務長が長期化を目指した改築でいくという趣旨説明があったので、そのことも含めて再確認したいと思います。

○議長（味元和義君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） お答えいたします。

今回、修理や工事が必要になっている二つの特別養護老人ホームですけれども、できれば長寿命化ということで今回、調査をさせていただくようにしております。もし、改築となった場合ということですが、新しい特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準に照らしますと、一人当たりの居住空間、面積が約倍になります。ということは、今までと同じ定員で造るとなると、広さは単純に倍になりますので、今と同じ場所には造れないかなと思っております。新しい基準でしたら、個室になりますので、多床室の施設を造ることはできませんので、いかに残すかになってくると思います。

○議長（味元和義君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 新しい基準に照らし合わせると倍以上の面積が必要になるので、長寿命化で現施設を直していくという理解でよろしいのかと。入居の対応の在り方も、現状と同じような形で直していくことでよろしいですか。もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 先ほど事務長から、利用者負担の増ということを考えれば、長寿命化を第一優先という意味合いでの答弁です。ただ、前々日の一般質問でありましたように、立地条件の課題もあります。例えば二つの施設を一つにする方法であるとか、様々な観点から今回は調査をかけて、その中で優先順位をつけながら、この調査結果を待つて最終的な判断をしていきたいというふうに考えております。いろいろな選択肢をこの調査では探っていきたいという意味合いですので、ご理解いただければと思います。

○議長（味元和義君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 今、副町長から答弁がありました。立地場所、条件等々も、この調査を経て、現存の地なのか、新たに場所設定をするのかは、今のところは白紙と解釈して

よろしいですね。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） そのように理解していただいて構いません。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） それでは、340ページと362ページ、窪川荘と四万十荘の歳入ですが、サービス収入を見ると、窪川荘は前年対比で650万円ほどの増収の予算見積りです。多分、令和5年度の実績を捉えてのことだろうと思うわけですが、片や四万十荘は362ページのサービス収入を見ていただければ、前年対比で900万円余りの減収見込みです。二つ別々の特養がこういう収入計画になったのはどういうことなのか、お答えください。

○議長（味元和義君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） 歳入の増減についてお答えいたします。

予算を計上するときの入所状況によって算定をしておりますので、例えば、入所率が低いときには低く計上してしまいますし、高ければ高く計上してしまうところですが、今回、両方の施設とも、令和4年度の決算とあまり変わらない水準で予算を立てておりますので、これぐらいかなと思って今回計上させていただいております。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 言わんとすることは分かるわけですが、当然、入所者の収入によって入居費も違ってきますので、その点は私は分かるわけですが。本来は、一昨日も一般質問で言いましたように、非常に待機者が多い中で、ほとんど、平時、満床ではないかと。短期は分かりません、ショートステイは分からんですが。普通、一般的に、満床で待機者が50人ほどおるということですので、本来は、満床の状況の中で歳入の見込みは立てるがではないかなと私は考えるわけです。ただ、令和5年度までで、大体入所されている入居費は分かっていますよね、新たに入らん以上は。だから、そういう中で実績を見て歳入は組み立てていくのかなと思うわけです。それが、窪川荘は増収の予算、一方、四万十荘は900万円の減となると、四万十荘は満床ではない時期がかなりあるのかなとしか読み取れませんので、そこら辺の疑問点についてお答えできればありがたいと思います。

○議長（味元和義君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） 両荘の入所率は、ほぼ満床で推移をしておりますけれども、入院をされている方も多くて、入院されている間は新しく入所させるこ

とはできないですし、サービス費をいただくわけにはいかないので、どうしても下がってくる部分があります。

それから、新型コロナウイルス感染症等の関係で、入所予定の方が延びてしまったり、入所調整がうまくいかなかったというところもありまして、100%では計上できてないという状況です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第47号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算を採決します。

議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

これより議案第48号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算を採決します。

議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第10、議案第49号令和6年度四万十町下道事業会計予算、日程第11、議案第50号令和6年度四万十町下水道事業会計予算、以上、議案第49号及び議案第50号の2議案を一括議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第49号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号令和6年度四万十町水道事業会計予算を採決します。

議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

これより議案第50号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号令和6年度四万十町下水道事業会計予算を採決します。

議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第12、陳情第5－14号四万十町議会における全ての委員会および定例会、全員協議会のインターネット配信（YouTube等）を求める請願書を議題とします。

この陳情案件については、所管の議会運営委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

議会運営委員長水間淳一君。

○議会運営委員長（水間淳一君） それでは、陳情審査報告を行います。

四万十町議会議長味元和義様。議会運営委員長水間淳一。陳情審査報告。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のように決定いたしましたので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第5－14号。付託年月日、令和5年12月6日。件名、四万十町議会における全ての委員会および定例会、全員協議会のインターネット配信（YouTube等）を求める請願書。審査の結果、不採択であります。

審査の経過報告をいたします。審査日、令和6年3月6日。番号、陳情第5－14号。付託年月日、令和5年12月6日。件名、四万十町議会における全ての委員会および定例会、全員協議会のインターネット配信（YouTube等）を求める請願書。紹介議員はありません。説明者、議会事務局友永書記。

令和5年12月定例会での審査以降、事務局に調査事項を依頼し、その報告をもって審査を行いました。陳情事項のうち、本会議のインターネット配信については、施設の整備と経費の予算化のめどが比較的立ちやすいと思われるが、全員協議会や常任委員会の配信設備を整えるためには、録画、録音施設の整備と編集、配信作業を行う人員確保に多額の予算が必要であるため、実現のめどが立たないということであります。

以上、審査の結果、本陳情は全会一致で不採択となりました。

その間の委員の意見を申し上げます。1、本会議のインターネット配信については、録画配信であれば、ランニングコスト面からも運用できるのではないかと。2、陳情項目に委員会が入っているが、委員会の施設整備や職員による編集作業などを考えると、予算的にも厳しいのではないかと。3、時代の流れから、本会議のインターネット配信は必須であると考えているが、その手法については、今後、議会改革調査特別委員会などで取り組んでもらいたい。こういった意見がありました。

審査の結果は、不採択全員一致であります。少数意見を留保したものではありません。その他の意見として、本会議のインターネット配信は早期に実現できるよう、その方法などを議会改革調査特別委員会にて審議をしていただきたいという意見が附帯意見としてありました。

報告は以上です。

○議長（味元和義君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

これより議会運営委員長の報告について、質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第5－14号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

暫時休憩をします。

午後1時45分 休憩

午後1時48分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより陳情第5－14号四万十町議会における全ての委員会および定例会、全員協議会のインターネット配信（YouTube等）を求める請願書を採決します。

お諮りします。

陳情第5－14号四万十町議会における全ての委員会および定例会、全員協議会のインターネット配信（YouTube等）を求める請願について、委員長報告は不採択です。

採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立少数です。したがって、陳情第5－14号は委員長報告のとおり不採択することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第13、陳情第6－1号葛切堰改修に伴う分担金減免の陳情書を議題とします。

この陳情議案については、所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

14番産業建設常任委員長古谷幹夫君。

○産業建設常任委員長（古谷幹夫君） 産業建設常任委員会委員長として陳情審査報告をさせていただきます。

令和6年3月15日。四万十町議会議長味元和義様。産業建設常任委員長古谷幹夫。陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告します。

受理番号、陳情第6－1号。付託年月日、令和6年3月6日。件名、葛切堰改修に伴う分担金減免の陳情書。審査の結果、不採択であります。

審査経過の報告をいたします。審査日は令和6年3月7日。番号、陳情第6－1号。付託日、令和6年3月6日。件名は、葛切堰改修に伴う分担金減免の陳情書であります。説明者は所管する建設課、農林水産課、そして陳情代表者による説明を受けた後、審査経過についてお示ししますが、現地におきまして、陳情代表者より、陳情案件の趣旨及び施設の概要説明を受けるとともに、所管する建設課長ほか担当職員、また、農林水産課長から関連する情報を確認した上で審査を行いました。

本施設は、町内でも最大規模の頭首工であり、七里、宮内、西川角地区に広がる110ha余りの水田を潤す基幹施設であるとともに、農業遺産としても価値ある施設であることを確認いたしました。しかしながら、これまでの事例及び他地区との整合性等を考慮すると、四万十町分担金条例に定められた分担金事業費の20%を減免し10%にという本陳情は、不採択という選択をせざるを得ないとの結論に至りました。

委員から出された意見は、陳情の内容は感情的には十分に理解できるが、他地区との整合性は重視せざるを得ない。また、事業費の80%が補助される案件であるということを考慮した上で判断する必要がある。貴重な農業遺産としての視点から、何らかの支援策が講じられてもよいのではないかといった意見が出されております。

審査結果については、全員一致で不採択です。意見書の提出、少数意見の留保はありません。ただ、附帯意見等としまして、その他にお示しをしておりますけれども、冒頭、経

過の中で説明しましたように、本施設については、地域の農業遺産としての価値ある施設であり、その視点からの何らかの支援策が講じられてしかるべきであるという委員会の附帯意見を付して報告いたします。

以上であります。

○議長（味元和義君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより産業建設常任委員長の報告について、質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

7 番武田秀義君。

○7 番（武田秀義君） 一点だけ、その他附帯意見の中に、支援策が講じられてしかるべきではないかという内容がありましたが、その支援策という部分、どの辺りまで検討されたのか。支援策はあるのか、ないのかまで掘り下げて意見交換をされたのかどうか。その点、お伺いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 14番産業建設常任委員長古谷幹夫君。

○産業建設常任委員長（古谷幹夫君） 具体的な支援策の中身まで掘り下げた意見というのは、十分にされた経過はありません。ただ、委員会のメンバー全員のところでは委員としての意見も出ていましたけれども、生産施設であると同時に、その生産施設を維持させていくことによって農業遺産としての位置づけが、それはやっぱり何らかの形で、今後の方法としてこういう意見として前向きに検討してもしかるべきでないかという内容です。

○議長（味元和義君） 7 番武田秀義君。

○7 番（武田秀義君） 所管の委員会としては、継続して審議するという方向性は持たれておるのでしょうか。

○議長（味元和義君） 14番産業建設常任委員長古谷幹夫君。

○産業建設常任委員長（古谷幹夫君） この審査経過の中では、この案件そのものについて、継続審査という取扱いの協議はしておりません。ただ、今、武田議員の提案のあったことは、今後の地域の担い手なり、農業の状況を考えたときに、産業建設常任委員会のテーマの一つには、今後検討していく意味があるのかなという思いは、私の個人的な部分も含めてですけども、思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 審査ご苦労さまでした。今回の改修工事に対する分担金の減免で

すが、およそ改修工事にはどれぐらいの工事費が要るのかどうか。たかだか、あと20%といえども、億単位の工事になると、分かんのですが、20%とはいえ、大きな負担金になりますので、その点は幾らぐらいの改修工事費になるのかという点と。今、武田議員からあったように、できるだけ何らかの支援策が講じられてしかるべきだと、行政に対して言っている文言だと思うわけですが、ただ、あってほしいというだけなのか。例えば、課長も参加されているようですので、町としても、今後、支援策を考えていくというお言葉もいただいた上での附帯意見になるかなと思うわけですが。どうも、ただ、委員の思いが、何か支援策があったらええねという形で終わったのか、その点について、お答え願えればありがたい。

○議長（味元和義君） 14番産業建設常任委員長古谷幹夫君。

○産業建設常任委員長（古谷幹夫君） 最初の事業費規模に関してですけども、私たちが判断する段階では、どのぐらいの事業費になるのかも紹介いただいて審査をしました。大まかには1億円弱、九千数百万円に相当するという事で、非常に多大な総事業費がかかることは一定理解した上で審査を行いました。

もう一点、先ほど武田議員の質問のところで答えた件に関してですけれども、書き回しは、検討されてしかるべきであるという表現をしております。ただ、それを追いかけて所管課の両課長なりに確認までは実際にはできておりません。ただ、委員全員の合意の下でこういう表現を集約しておりましたので、今後の展開は、委員会の責任として一定、深追いをしていく必要はあると思います。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。今、委員長からお聞きすると、工事費が1億円近いとなれば、2,000万円あたりの受益者負担になろうかと思いますが、110haの水田を潤す施設ですので、受益者数によって個人当たりの負担金は決まってくると思うんですが、面積によるのか分かりませんが。110haを、この3地区で何人ぐらいの受益者がおられるのか。例えば、この分担金を払うことができなければ改修工事はできないわけですが、できなくなるとこの水田が今後維持できるかどうかという問題にもなるのか。そこら辺の地元の考え方はいかなものでしょうか。

○議長（味元和義君） 14番産業建設常任委員長古谷幹夫君。

○産業建設常任委員長（古谷幹夫君） 地元の陳情者の方の趣旨の中には、そういった不安材料の意見もありました。ただ、委員会の審査の過程の中では、条例で負担割合が線引

きをされております。そのことがやっぱり結論を探っていく中での、それを打ち破るだけの、文言にも書いておりますけれども、他地区、他事例、今までの経過、そういった部分の20%の自己負担については、これを踏襲せざるを得ないと、委員全員も苦渋の選択という表現で適切かなというふうに思っております。

負担の部分については、内容を陳情案件の中にもコメントされていましたが、面積的には約110ha余り、人数についても、40人、30人、30人、100人余りということで、単純な計算で1億円で計算しますと、約10a当たり2万円と非常に負担金の金額が多くなります。そして、受益地区は西川角、七里、宮内と、窪川地域においても非常に広大な110haという面積ですので、大口農家の方にとっては、まとまった大きい金額も出てくることも、非常に判断をする上では悩ましい案件でしたけれども、他地区との、やっぱり条例を打ち破るだけの結論に導くことができなかったことが事実上のところです。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第6－1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第6－1号葛切堰改修に伴う分担金減免の陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第6－1号葛切堰改修に伴う分担金減免の陳情書について、委員長報告は不採択です。

採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立少数です。したがって、陳情第6－1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

会議の途中ですが、ただいまから2時15分まで休憩します。

午後2時04分 休憩

午後 2 時15分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第14、発議第 1 号最低賃金法の改正と中小零細企業支援策の拡充を求める意見書を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） それでは、発議第 1 号、提出者は私、田邊、賛成者が伴ノ内議員です。

最低賃金法の改正と中小零細企業支援策の拡充を求める意見書です。

今、読み上げた議案について、別紙のとおり、会議規則第14条第 1 項及び第 2 項の規定により提出をいたします。

質問の中に意見書案をiPadに入れておりますので、読みながら提案に代えさせていただきます。

連日、高知新聞でも取り上げておりますように、春闘が、大体、大手企業を中心として、労使の回答が出ております。多くの大企業は、春闘で労働者の希望どおりの満額回答が多いと連日放送されていますし、今朝の高知新聞の社説で書いていますように、中小企業を取り残さないということで取り上げています。こう書いています。今、日本では、国内の労働者の約 7 割が中小企業で働いているということです。また、中小企業やその従業員も潤っていかなければ、景気の回復は底堅いものにはならないだろう。大手の姿勢が問われる。政府も中小を後押しする必要があるのではないかと書かれています。また、ご承知のように、中小零細企業は、過日、ある大手の自動車メーカーが下請業者に金額を差し引いて下請金額を払うという、悪質な下請いじめも横行しているとの報道がありました。何としても、業績の回復や賃上げの波から中小企業を取り残してはならない。まして、大手が中小を犠牲にして業績を上げるなどあってはならない。日本経済が回復を底堅いものにできるか正念場であるという社説でした。そういった中で、ただいまから意見書案を朗読しながら提案に代えさせていただきます。

昨年から続いている物価の高騰は、四万十町民の生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなどの弱い立場の労働者の生活破綻は深刻であります。

この難局を乗り越えるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正を行うことがこれまで以上に重要となっています。

2023年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,113円、高知県では897円、最も低い県では893円にすぎません。毎日8時間働いても月12万円から16万円（税込み）であり、最低賃金法第9条第3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできません。地域別であるがゆえに、高知県と東京都では、同じ仕事でも時給で216円もの格差があります。この地域間格差は、16年で約2倍に広がっています。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因となっています。現行法では、最低賃金決定の3要素、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなっています。また、最低賃金額の高い地域では低い地域を考慮し決められています。

このように地域別最低賃金制度は、引上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることもできず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因となっています。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で全国一律制をとっています。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引上げを支えています。日本でも、中小企業の具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要があります。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考えています。そのために、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引上げをしていくことを要望します。

以上の趣旨により、次に掲げる項目の早期実現を求め、意見書を提出するものであります。

記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律に制度改正すること。
2. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上を目指すこと。
3. 政府は、最低賃金の上げができ、経営が継続できるように、中小零細企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生活と暮らしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

四万十町議会。提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上です。よろしくご賛同の上、ご議決いただきますようよろしくお願いします。

以上です。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番武田秀義君。

○7番（武田秀義君） 質問でもないんですが、この意見書の最初の行で、昨年から続いている物価の高騰は、四万十町民の生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。そのとおりだと思います。そこで、地域経済は疲弊しているのに最低賃金を上げるのは、逆に、地域経済を今、一生懸命支えようとしている中小、小規模事業者、全国で7割とおっしゃいましたけども、その7割の中小、小規模事業者にとって逆に負担になるのではないかと私は思います。

新型コロナウイルス感染症の発生からウクライナ侵攻を端に、世界経済もかなり混乱しており、物価の高騰等につながっているわけです。私も四万十町で事業を営む立場の者でありますけれども、コロナ禍で小規模事業者、特に零細企業、小売業を営んでおられる方にとっては、賃金を上げるのは、今のこの経済状態ではかなりの負担がかかり、経営にも危機を及ぼすようなことにもなりかねないように考えるのですが、その辺は考慮されたのか、お願いします。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 今、武田議員の質問は、私が読み上げたのは、現状が、中小零細企業が従業員に対して支援ができない状況にある。賃上げをしたくてもできない状況にあ

るのが、今、中小零細企業であるという認識の書き方になっています。だからこそ、利益を上げている大企業と、中小企業では上げたくても上げられないわけですので、中小企業にも引上げをさせるためには、やはり政府の、岸田総理大臣も何とか物価高を超える賃上げと言っていますけれども、大手はできますけれども、中小零細企業はできないのが現実であるので、政府に支援を求めて、中小零細企業も賃上げをできるような状況にしてほしいというのが意見書の趣旨ですので、今、武田議員が言われたのは、現状は、私もそういう認識は持っていますけれども、上げられない現実が中小はありますので、上げるためには政府が支援策を中小零細企業にすることが大事だと。そのために意見書を提出するという内容ですので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 7番武田秀義君。

○7番（武田秀義君） 田邊議員がおっしゃることは、ちょっと理解に苦しみます。ここに書いてある、政府は最低賃金法を全国一律に制度改正すること。同時に、生活を支えるために最低賃金1,500円以上を目指すこととあります。それだったら、大手の企業ではなくて、中小、小規模事業者が最低賃金を払えるような国策をやってという、そっちの意見のほうが大事ではないかと。賃上げをしてくれということが、もし、通って、一律に1,500円になった場合には、当然、四万十町の中小、小規模事業者も一律1,500円になるので、それを今やったら、手を挙げるところがほとんどない。だから、賃上げを全国一律というのは、現状、全国の地方の中小、小規模事業者の状態を考えると、この意見書は違うのではないかと私は思うんですが、再度、お願いします。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 質問に答えます。

先ほど挙げた三点の要望の3番目に書いていますように、政府はと、政府が主語になっています。政府は、最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように中小零細企業の支援策を拡充、強化してほしいという内容です。当然、政府のそういう支援策がなければ、中小零細企業は引上げをできないのが今の現実の姿ですので、政府がそういう最低賃金の引上げをしてもらうというのが、今述べた私どもの意見書の考え方ですので、今すぐ1,500円に上げてくれではなく、政府に支援策をしていただいて、中小企業、零細も賃上げができる状態に、政府に支援をしてほしいというのが意見書の趣旨ですので、ご理解いただければ。答弁が間違っているでしょうか。

○議長（味元和義君） 7番武田秀義君。

○7番（武田秀義君） おっしゃっていることは大体分かるのですが、現状、コロナ禍で受けられたゼロゼロ融資も今、返済が始まろうとしていますけども、これを受けて倒産する件数が実際はかなり増えています。この状況の中でこの意見書は、ちょっと時期としては違うのではないかと私は、もっと具体的な政府に対しての、中小、小規模事業者の支援策に対しての要望だったら分かるのですが、賃上げというのは、今も最低賃金のことは問題になっていますよね。それぞれの中小、小規模事業者は賃上げに相当苦慮されておる中で、この意見書は、ちょっと時期尚早だと私は思うので、今のこの状況では賛成しかねるかなというところに私はあります。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 武田議員のご意見は拝聴いたします。私が言いたいのは、まず、中小企業がしっかりと経営が安定できることが最前提です、賃上げするためには。現実には、今はできませんので、そのためには何をするかといえば、政府が本当に中小零細企業を支えてもらう以外にはないわけです。先ほども高知新聞で取り上げたように、7割近い方々が、中小零細企業で働く労働者がおるということ。また、それを支える経営者もおられるわけですが、しかし、ほとんどの零細企業の方々も、従業員には何とかしてあげたいという気持ちはあると思うんです。しかし、現実には利益が少ないので、上げられないというのが現実だと思うがですよ。そのためにどう上げるかというのは経営者も、しっかりと安定ができる、労働者にも物価高に対応できる賃金を支えるといったら、政府しか頼るところはないので、何とか政府に、働く者、中小零細企業者の気持ちに寄り添ってほしいという思いで意見書を提出したいという思いで提案しました。よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 15番下元真之君。

○15番（下元真之君） 私も1回だけ、質問したいと思います。

田邊議員がおっしゃっていることはよく分かりました。時給1,500円を実現するために、中小零細企業にも国からの支援をすることでそれを実現してほしい。しかし、持続性であるとか、継続性を考えますと、短期的にはそういう支援が、国の側からも1,500円を実現するためにできたとしても、持続的にできていくのかということを考えてときには、何年かたって支援が打ち切られた場合には、企業側としたら、今まで例えば10人雇っていたところが、これは9人しか雇うことができんぞと。8人しか雇うことができんぞ。そういうことにもなりかねない。そうなりますと、雇用される側の方の働く場所が逆に減っていくことにもなりかねない。先ほど武田議員が言われたように、こういう状態になった

ら、お店も閉めていかんともうやむを得んぞとなったら、事業所自体が減っていきかねないのではないかと思いますので、この意見書に賛成することは厳しいかなという思いも持ちながら、一言だけ、意見を言わせていただきました。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 私が言いたいのは、先ほど言いましたように、春闘の大手の回答が出ました。ほとんどが満額、それ以上という大企業がありますね。そんなときに、中小で働く労働者が、800円と1,000円何ぼの賃金、280円幾らの賃金格差があるわけですけども、ひょっとしたら、田舎からどンドンまた、賃上げの高いところへ向けて働く労働者が流れていく。地域にまた支える労働者がいなくなるのではないかという危惧も持っています。確かに今、下元議員が言われたように、1,500円にしたら、政府もいろいろな意味で困る可能性もあるわけですけど、あくまでも希望の値上げで、ようやく1,000円になったのも、そういう意見書が出て、何とか東京都でも1,000円を超える最低賃金ができただけです。高知県は、最低賃金の一番低いところが893円、うちが896円、3円の違いですけども、かなりの格差がありますので、単純に考えたら、どこでも働きに行ける人は、高いところへ行こうという気持ちに動かされるかもしれませんので、地域におってもらうためにも、ある程度の賃金の上昇は、経営者も考えていかななくてはならない時代が来ると思うんです。かといえ、思うけれども、現実的には経営が厳しいので上げられないという実態がありますので、何とか、そういった意味で、1,500円とは限りませんが、何とか賃上げして、経営者も労働者も生活ができる状況にしてほしいというのが思いですので、思いを酌み取っていただければありがたいと、それだけです。

以上です。

○議長（味元和義君） 1 番水間淳一君。

○1 番（水間淳一君） 1,500円を目指すというところですが、直ちに今1,500円にしなさい、してくださいというのではなくて、国の力を借りながら、日本の経済を立て直しながら、徐々に1,500円を目指していくということですか。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 水間議員からの質問は2番目に書いています。政府は、労働者の生活を支えるために最低賃金1,500円以上を目指すことと、一気に1,500円ではありません。大分前、高知県の労働組合なんかも1,000円を目指すということになってはいますが、その運動の結果で少し上がりましたが、現実には1,000円には届いていませんけ

れども、できるだけ賃上げを目指してほしいと。あくまでも、1,500円は目標として考えている。それで生活ができる。1,500円掛ける8時間で1万2,000円になります。それぐらいの労働者の賃金が欲しいという思いで意見書を上げていくという形になります。決して、早急に1,500円にせよではありませんので、徐々に、労働者も経営者も、経営が成り立つ賃金体系を支援に求めたいというのが意見書の趣旨ですので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（味元和義君） 1 番水間淳一君。

○1 番（水間淳一君） どんな形で1,500円まで到達するのかなと。そこが聞きたかったので、今、答えていただきました。いきなり1,500円は絶対無理な話ですので、何年もかかってでも、目標は1,500円に、ちょっとずつでも近づけていくと。亀がのろのろと行くような形でもいいよねと、とにかく目標を達成したいということですか。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 今、質問のとおりです。目指したいという意味で政府にお願いしたいと。目下は、1,000円になるか分かりませんが、徐々に上げていって、中小零細も労働者も生活ができる賃金にしてほしいというのがあくまでも意見書の趣旨ですので、ご理解いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより発議第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号最低賃金法の改正と中小零細企業支援策の拡充を求める意見書を採決します。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立多数です。賛成者、1 番水間淳一君、3 番中野正延君、5 番堀本伸一君、8 番村井眞菜君、9 番緒方正綱君、10 番中屋康君、11 番田邊哲夫君、12 番伴

ノ内珠喜君。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第1号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理権を要するものについては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第15、発委第1号四万十町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

1 番議会運営委員長水間淳一君。

○議会運営委員長（水間淳一君） それでは、説明をいたします。

発委第1号四万十町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行されること、また、現在の社会情勢に照らし、所要の整備を行うため、四万十町議会会議規則の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、会議時間について、旧来の記載では読み取りにくかった部分や、改正するもの、部分を改正するものを、令和5年2月7日付、総務省自治行政局行政課長通知を参考として、一般質問のオンライン化が可能となるように規定するものであります。また、議会に係る諸手続のオンライン化の規定などであります。

以上であります、ご審議の上、よろしくお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第1号四万十町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

発委第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり決定されました。

お諮りします。

ただいま発委第1号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理権を要するものについては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第16、発委第2号四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

1 番議会運営委員長水間淳一君。

○議会運営委員長（水間淳一君） それでは、発委第2号の説明をいたします。

発委第2号四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行されること、また、現在の社会情勢に照らし、所要の整備を行うため、四万十町議会議員条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、常任委員会の所管事項の変更や軽微な文書の変更、オンラインによる

方法での委員会の開催方法について、委員会に係る諸手続をオンライン化するなどが主な改正内容となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第2号四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

発委第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第2号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理権を要するものについては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第17、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議員派遣が議決されました。派遣内容を損なうことのない範囲において、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第18、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、常任委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また、議会運営委員長から所管事務の調査事項について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております申出のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出がっております。

お諮りします。

各常任委員長と議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、各常任委員長と議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

暫時休憩をします。

午後 2 時48分 休憩

午後 2 時53分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回四万十町議会定例会を閉会します。

午後2時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

四万十町議会議長

令和 年 月 日

四万十町議会議員

令和 年 月 日

四万十町議会議員